

建設工事の積算に有価物売却費 がある場合の最低制限価格の取扱い

1 対象とする入札

有価物売却費(控除額として計上されるもの 以下同様。)を直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費用の中に計上せず、これら4つの費用とは別に計上した有価物売却費がある建設工事の入札を対象とする。

2 取扱い

- (1) 埼玉県建設工事等最低制限価格制度実施要領(以下「最低制限価格要領」という。)第4条第1号の規定に基づき最低制限価格を設定する場合、同条第1号のアからエの合計額から有価物売却費を控除する。
- (2) 上記(1)の控除後の額は、最低制限価格要領第4条第3号の適用を受ける。

3 準用

- (1) 埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領(以下「低入札価格要領」という。)第4条第1号の調査基準価格の設定について上記2を準用する。
- (2) 低入札価格要領第5条第1項第1号の失格基準価格の設定について上記2を準用する。

4 適用除外

- (1) 上記2又は上記3の取扱いが不相当と発注課所長が認める入札については、この取扱いを適用しない。
- (2) ただし、4(1)の場合、発注課所長(入札執行の依頼を受けた者を含む。)は最低制限価格又は調査基準価格及び失格基準価格の設定における有価物売却費の取扱いを別途定め、これを入札参加者に入札公告又は指名通知で周知するものとする。

5 適用日

- (1) 平成26年12月1日以降に公告又は指名通知する競争入札から適用する。
- (2) 上記にかかわらず、平成26年11月30日までに公告又は指名通知した競争入札については、従前の例による。